

第二航空軍は十三日天候不良の爲第一教育飛行團の一部のみ出撃し、十四日兩飛行團を以て攻撃を続行す。十三、十四兩日の出撃兵力合計三六機、戰果装甲車輛四三輛擊破。

第四十四軍主力は十二日夕後退を開始せり。

第百八師團主力は十二日錦州に集結し第三方面軍の掌握に入りたり。

第四章 終戦並爾後の状況

八月十四日

十四日午後滿洲國通信社よりの連絡により終戦の模様ある旨及明十五日正午重大放送ある旨を知り山田總司令官は總參謀長以下主幕僚を隨時夕刻通化より新京に帰還す。
之第三方面軍司令部は通化よりの連絡を誤解し停戦命令を下達せらるも關東軍總司令部の注意により之を撤回す。

0034

八月十五日

1. 正午終戦の詔勅を承知す。

2. 総司令部幕僚の殘部は主として空路、其の他の人員は鐵道に依り通化より新京に帰還を開始す。

3. 第二航空軍は更に教育飛行隊の兵力をも加え本日午前三九機を以て白城子方面敵機甲部隊を攻撃し敵飛行機三機、車輛一三五輛等を擊破す。同日正午終戦の大詔を拜し爾後の攻撃を保留す。

八月十六日

大本營の停戦命令は未だ到着せざるも、終戦の詔勅を拜受せる関東軍として今後如何に処すべきやに關し総司令部最後の幕僚會議を開きたり。

本席上多くの者は我國体の根本的變革を防止すべく勝敗を超えて最後の一兵に至る迄抗戦し以て國民の胸中に國家再建の口火を残すべき意見に同意せり。

作戦班長草地大佐及一部の幕僚は事茲に至り既に終戦の大號令を發せられたる以上我等としては謹て之に従ふ以外に何物もなし、日本

再建等は其の後の諸施策に依りてのみ實現し得べしとなせり。

兩論は相當時間に亘り且深刻に行はれたるが、最後に秦總參謀長は「我等は軍人として大元帥陛下の大命に従ふ以外に忠節の道は考へられず、之に従はざるものは永遠に亂臣賊子なり、飽迄關東竜の作戦繼續を主張するものは宜しく我等の首を刎ねて然る後に行け」と熱涙を以て判決を述べ、總司令官亦聖旨を奉戴し其停戦に全意を盡すべく裁決し、茲に關東竜の方針は一決せり。

八月十七日

1. 竹田宮恒徳王殿下天皇陛下の御名代として終戦の詔勅に關する聖旨傳達の爲新京に到着、關東軍總司令部に於て傳達行事を行ふ。

2. 大本營は八月十五日先づ次の命令を發令せり。

「大本營の企圖する所は八月十四日詔書の主旨を完遂するに在り。

各軍は別に命令する迄各々現任務を続行すべし。

但し積極進攻作戦を中止すべし。

又軍紀を振簾し團結を鞏固にして一途の行動に出で且内地、朝鮮、樺太及台灣に在りては治安の勵揚防止に務むべし。更に十六日大本營は左の命令及指示を發す。

「一、大本營直轄各軍司令官一は即時戰斗行動を中止すべし。

但し停戦交渉成立に至る間敵の來攻に方りては止むを得ざる自衛の爲の戰斗行動は之を妨げず。

諸部隊は宿營、給養等の便を顧慮し適宜の地域に集結し爾後

の行動を準備することを得。

又前項各軍司令官は戰斗行動を停止せば其の日時を速かに報告すべし。」

「関東軍總司令官は戰斗行動を停止する爲蘇軍に對する局地停戦交渉及武器の引渡等を實施することを得。」

0037

八月十八日

二八

ノ第一、第三方面軍、第四軍、第二航空軍各參謀長を新東に招致し、聖旨を傳達し且停戦及武装解除に関する關東軍命令を下達し、各軍の状況を聽取す。

2. 此日總參謀長等は蘇側の要求（哈爾濱蘇聯總領事を仲介するに依り空路蘇聯極東軍總司令部に到着）關東軍總司令官ワシレフスキ元帥以下と會見、武装解除要領（在蘇邦人の保護等に關し連絡の上、新東に帰還す）。

3. 關東軍停戦及武装解除の命令はあらゆる通信連絡手段を以て其の傳達に努力せらるも、既に部隊は戦斗、移動により散在し且蘇軍最高司令部の言に反し出先蘇軍は無統制に武装解除を實施せる爲、各部隊の齊整たる武装解除は不可能となれり。

4. 大本營は十八日左の命令を發したり。
「一、別に示す時機以降關東軍總司令官に與へたる任務を解く。

0038

二三、關東軍總司令官は同時機以降一切の武力行動を停止すべし。

兵説勅喚發以後敵軍の勢力下に入りたる帝國軍人、軍屬を保護

と認めず。

かに隸下末端に至る迄輕舉を戒め皇國將來の興廢を念じ隸
自重すべき旨を徹底せしむべし。』

八月十九日

ノ、新京飛行場に蘇軍軍使到着し、在新京部隊の新京南郊外集結、
武装解除を指令し又一切の通信を禁じたるを以て、關東軍總司令
部の機能は停止するに至れり。

2、本日總參謀副長等蘇軍飛行機に依り關東軍總司令部に遠終に赴き
たり。

八月二十日

ノ、關東軍總司令部廳舎は蘇軍に接收せられ、總司令部職員は海軍武
官府に移動す。但し蘇側との連絡の爲參謀部第一課長以下若干名

は總司令部西側廻舍に位置す。

三〇

2. 白城子方面より東南進せる蘇軍機甲部隊新京に到着し民心動搖す。

八月二十七日

蘇軍の要請により、未だ興安（王爺廟）東北方地區に於て戰斗行動繼續中なる第百七師團（五叉溝より後退後通信社網し消息不明となりたり）に對し第三十軍幕僚を飛行機（滿洲航空輸送會社機）により派遣、札齊特旗附近に於て同師團を發見し彼我兩軍の中間に強行着陸し命令を傳達し之を停戦せしめたり。

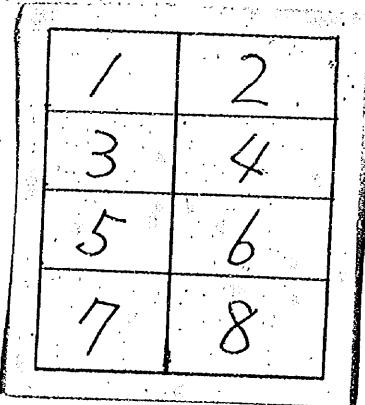
九月五日

1. 関東軍總司令官以下在新京全將官及一部幕僚は飛行機により蘇領に連行せらる。

2. 剰餘の總司令部職員は海軍武官府に於て武裝解除を受けたる後、南嶺收容所に收容せられたり。

0040

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A3判以上のため

上記のとおり分割撮影した事を証明する。

0041
0042
0043
0044
0045
0046
0047
0048

朝東洋掛魚

小甲人



東甲斐魚

作戰經過圖

第一編附圖

2,000,000

0 50 100 150 200

米

上

呼馬

135

MR

